

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の基本方針を実現するための経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけております。経営環境の変化に対応できる体制を構築するとともに、株主その他の全てのステークホルダーからの信頼を得られるよう、経営の透明性の向上並びに公正な経営を目指しております。

また、企業価値の継続的な向上を図っていくためにはコーポレート・ガバナンスの向上が必要不可欠と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
石光商事従業員持株会	360,260	4.50
株式会社三井住友銀行	252,640	3.16
石光 輝男	238,090	2.98
駒澤 孝江	216,900	2.71
日米珈琲株式会社	204,000	2.55
株式会社トーホー	200,300	2.50
株式会社みなと銀行	194,000	2.43
丸紅株式会社	192,270	2.40
石光 輝信	179,430	2.24
石光 義幸	178,830	2.24

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

支配株主および親会社ならびに上場子会社は有しておらず、特記すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
近藤 直	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
近藤 直			社外取締役の近藤直氏は、食品業界に関し豊富な知識・経験を有しており、経営についての高度な助言および監督がなされております。当社との間に特別な利害関係はなく、独立性が確保され、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人の監査に立ち会い、決算監査後に開催する監査報告会に当社経営者と共に出席し、意見交換を行っております。また、監査役は経営刷新室 内部監査チームから報告を受けるとともに、必要に応じて同チームに情報を提供しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山岸公夫	他の会社の出身者													
藤井啓吾	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山岸公夫			社外監査役の山岸公夫氏は、他の上場企業を含め長年にわたり監査役を勤め、財務・会計および経営全般に関し豊富な知見を有しております。当社との間に特別な利害関係はなく、独立性が確保され、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。
藤井啓吾			社外監査役の藤井啓吾氏は、教職を通じ会社関連の法務に通暁しているのみならず、金融機関における豊富な知見を有しており、当社監査体制の強化に活かしていただくことが期待される一方、当社との間に特別な利害関係はなく、独立性が確保され、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在のところ、インセンティブ付与は実施しておりませんが、業績連動型報酬制度の導入については今後検討の可能性はあります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

直前事業年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役 6名(うち社外取締役 1名)87,150千円(3,600千円)

監査役 3名(うち社外監査役 2名)16,800千円(13,800千円)

(注)

上記報酬には使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、世間水準および経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮して、株主総会が決定した報酬総額の限度内において取締役会で決定することとし、その額は従業員給与の最高額を基準として、その上限額を役員別区分により決定しております。

監査役報酬については、株主総会が決定した報酬総額の限度内において監査役の協議で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専従スタッフはおりませんが、総務・人事チームを含めた管理部門各チームおよび経営刷新室で適宜適切に対応しております。

また、監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合には、経営刷新室 内部監査チームのスタッフはじめ、必要に応じ、経営刷新室および管理部門の各チーム要員がサポートする体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社における企業統治の体制は、事業の内容や規模等に鑑み、経営の透明性の向上および公正な経営を維持するため、社外取締役および社外監査役の選任、執行役員制度の導入ならびに諮問委員会の設置等により経営の業務執行、監査・監督機能を整えております。また、体制の強化として、社外監査役2名を独立役員に指定しており、さらに社外取締役1名も独立役員となっております。

取締役会は原則として毎月開催されており、経営の基本方針その他重要事項を決定しております。取締役会の審議には社外取締役と社外監査役を含む監査役が加わり、株主からの負託や様々なステークホルダーの権利・立場を十分に考慮し、業務執行を行う取締役と監督する側との適切な緊張関係をもって経営についての高度な議論を行っております。

諮問委員会は執行役員である取締役および部門長(男性4名 女性0名)が構成メンバーとなり、独立役員である常勤監査役も参加して、原則として毎月2回開催されており、社長の諮問により、会社の経営に関する重要事項を審議しております。

執行役員会は社長を含む全執行役員(男性9名 女性0名)および独立役員である常勤監査役が構成メンバーとなり、必要に応じ営業部門のカテゴリーマネージャーも参加し、原則として毎月開催されており、業務執行機能の充実と効率化を図り、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できるようにしております。

監査役会は監査役3名で構成され、原則として毎月開催されるとともに、監査役は取締役会およびその他の重要な会議に参加し、各取締役の業務執行状況を監査しております。また、監査役3名ともに財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

内部監査は社長および監査役に直接レポートすることができる経営刷新室 内部監査チームの専門スタッフによって行われ、内部監査規程に基づき業務上特に必要あるときは社長の命により別に指名された者を加えて行うことができる体制を確立しております。経営刷新室 内部監査チームは社長ならびに取締役会によって承認された年度監査計画に基づき、本支店および連結子会社を網羅し内部監査を実施しております。

監査役監査は年度監査計画に基づき、重要会議への出席のほか、重要書類の閲覧、執行役員・幹部職員等(連結子会社の役員を含む)からのヒアリングの方法により業務執行の適法性についての監査および調査を実施しております。また、監査役は経営刷新室 内部監査チームから報告を受けるとともに、必要に応じて同チームに情報を提供しております。さらに、会計監査人の監査にも立ち会っており、会計監査人とも適宜情報交換を行っております。

会計監査については会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任しております。当社と会計監査人との間に利害関係はありません。また、同監査法人は業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員： 和田朝喜 矢倉幸裕

・会計監査業務に係わる補助者の構成
公認会計士 5名、その他 4名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監視・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行を迅速に行うために執行役員制度を導入しております。そして、事業の内容や規模等を鑑み、業務執行の最高決議機関である取締役会には独立役員である社外取締役1名が選任されており、その取締役会の審議には社外取締役のほか監査役3名も加わり、公正で透明度の高い経営決定を行う体制となっております。なお監査役3名のうち2名が社外監査役(1名は常勤監査役)であり、独立した視点から監査を行っております。また、執行役員である取締役および部門長が構成メンバーとなる諮問委員会においては、常勤監査役も参加し、社長の諮問により日常の会社の経営に関する重要事項を審議しております。

さらに経営刷新室等のスタッフは、適切に情報開示を行うと共に、株主やステークホルダー等からの声に迅速・誠実に対応し、建設的な対話を進めております。したがって、当社の経営に係るガバナンス機能は十分に機能する体制が整っていると、認識しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第67期(平成29年3月期)定時株主総会招集通知は、平成29年6月8日に発送致しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、決算説明会の開催をしております。 決算説明会の内容につきましては、「決算の概況」および「通期業績見通し」を担当役員が、「中期的展望」を代表取締役社長が説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.ishimitsu.co.jp/)のIR情報欄に決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料、有価証券報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は経営刷新室企画チームであり、当該部署に担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	石光商事グループ行動規範、倫理・コンプライアンス管理規程において定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、コンプライアンスおよびリスク管理の観点から内部統制システムの整備・充実を経営の重要課題と位置づけ、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための内部統制システムの構築に関する基本方針を次のとおり定めております。

1. 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループの経営理念に則り法令等を遵守するための具体的な企業行動指針を定めた「石光商事グループ会社行動規範」、「倫理・コンプライアンス管理規程」をコンプライアンスの規範・基準とする。
 - (2) 当社に当社グループ全社のコンプライアンス統括責任者および当社各部門、各子会社にコンプライアンス責任者を置きコンプライアンスの指導、教育、推進・モニタリング等を行い、当社グループの全役職員に対して繰り返しコンプライアンス遵守の周知徹底を図る。
 - (3) コンプライアンス委員会を取締役会の直属機関として設置して、コンプライアンス意識の普及と啓発、法令違反行為の通報受付と事実関係の調査、違反行為の再発防止策の検討等を行う。
 - (4) 内部通報制度による通報受入体制を構築する。当社「管理部門 総務・人事チーム」および社外監査役を通報先とする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
「内部情報等の管理に関する規程」、「文書保存規程」、「業務分掌規程」等の社内規程に則り、適切な保存および管理を行い、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。
3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「リスク管理規程」に基づき、当社グループの事業遂行上、想定し得る重要な個別リスク毎にリスク管理に対する体制を整備し、継続的な監視と対策に取り組む。
 - (2) 当社グループの全社的なリスクマネジメント推進に関わる課題、対応策を協議決定する組織として、リスク管理委員会を設置する。
 - (3) 当社「経営刷新室」内の常設専門部署である「内部監査チーム」が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施し、監査報告書は直接、社長に提出され検証を受ける。さらに、その重要事項は当社の取締役会にも報告される。
 - (4) 専門部署である「内部監査チーム」の存在意義を当社グループ全社員に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに同チームに報告するよう指導する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 執行役員制度により、業務執行権限の委譲による明確な意思決定権限・責任のもと、迅速かつ確かな業務執行を図る。
 - (2) 代表取締役社長は、取締役会に諮る重要な事項について事前に十分な審議が行われるよう、執行役員である取締役および部門長を構成員とする諮問委員会を定期的に開催する。
 - (3) 経営計画のマネジメントについては、毎年策定の年度計画および中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。また、年度予算の執行状況を毎月取締役会において報告し経営目標の進捗状況を検証する。
 - (4) 業務執行のマネジメントについては、「取締役会規程」に定められている付議すべき事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には議題に関する十分な資料が全役員に配布されるなど経営判断の原則に留意した体制をとる。
 - (5) 日常の業務執行に際しては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。
5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、同職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制ならびに当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「関係会社管理規程」に基づき、経営刷新室長が関係部門長、執行役員と連携協議の上、子会社および関連会社の業務の適正が確保されるための体制を構築する。
 - (2) 前項の体制の則り、各子会社の社長もしくは取締役等はその業績、財務状況、その他の重要な情報について当社に定期的に報告を行う。
 - (3) 各子会社の年度計画および中期計画は当社のそれと密接な関連の基に作成され、管理される。
 - (4) 当社「経営刷新室 内部監査チーム」は子会社に対して原則として年1回以上実地監査を行い、監査報告書は社長に提出され検証を受ける。さらに、その重要事項は当社の取締役会にも報告される。
 - (5) 当社グループの経営理念に則り法令等を遵守するための具体的な企業行動指針を定めた「石光商事グループ会社行動規範」、「倫理・コンプライアンス管理規程」をコンプライアンスの規範・基準とする。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1) 専任の監査役スタッフを配置していないが、「業務分掌規程」に基づき「管理部門 総務・人事チーム」が監査役会の庶務事項を担当する。
 - (2) さらに監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査役会と協議の上、「経営刷新室 内部監査チーム」要員または「管理部門」各チームの専門スタッフを充てる。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人の任命については、全監査役の同意を必要とするものとし、当該使用人の当該業務についての人事評価については、監査役・監査役会が行う。
 - (2) 監査役がその職務を補助する使用人は、その職務遂行にあたり監査役の指示に優先して従う。
8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社グループの取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査役に報告する。また、監査役は、いつでも、当社グループの取締役および使用人に対して事業および業務の報告を求められることができる。
 - (2) 当社グループとして、前項の監査役への報告を行った者が当該報告をしたことを理由にいかなる不利な取扱いも受けないことを徹底する。さらに、その報告者の上席となる執行役員である取締役等は、事後の人事評価や処遇について、適宜、監査役に報告する。
 - (3) 監査役は、当社の取締役会のほか子会社を含めた重要な会議・委員会に出席し、また出席しない場合には、付議事項についての説明を受け関係資料を閲覧することができる。
9. 当社の監査役がその職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査役から、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の請求があったときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執

行に必要でないとは明らかに認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理を行う。

10. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査役・監査役会の意向を尊重し、監査役および監査役会と随時会合をもち、経営方針、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- (2) 「経営刷新室 内部監査チーム」は、監査役と緊密な連携を保ち、定期的に内部監査結果の報告を行う等、監査役監査が効率的・実効的に遂行されるため協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係排除については、社会的責任および企業防衛の観点から「倫理・コンプライアンス管理規程」に明記し、反社会的勢力に対して、いかなる関係を持たず、不当要求等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 基本方針について

当社は株主、投資家の方々に、迅速で正確かつ公平な会社情報の適時適切な開示を行うことを基本姿勢としております。

2. 会社情報の適時開示に関する社内体制について

情報開示に至るまでの内部情報については、「内部情報等の管理に関する規程」に従い、内部情報管理の徹底をしております。

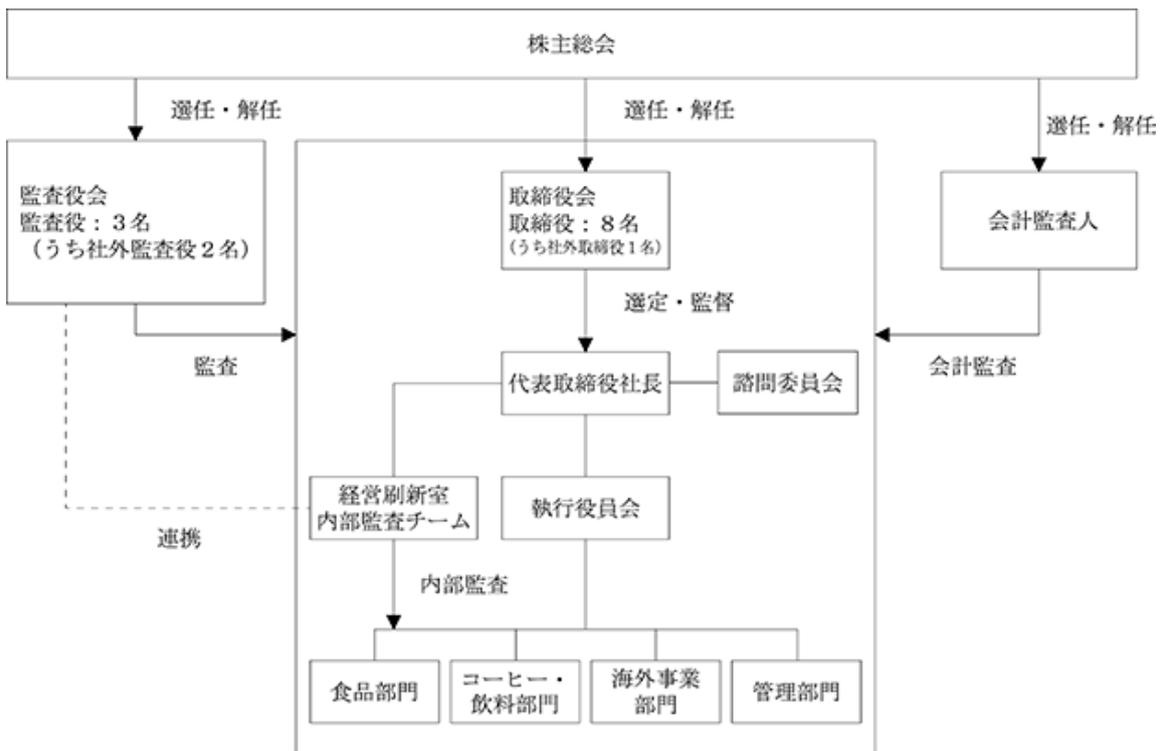
当社が行う当社および当社グループに関する重要な会社情報の開示は、原則として東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」に基づいて行い、必要に応じて事前に東京証券取引所に相談しております。

決定事実・決算情報・発生事実・およびその他の会社情報につき、当該案件部署、関係部署（総務・人事チーム、経理チーム、財務チーム、経営刷新室等）において「有価証券上場規程」に準じて協議し、速やかに社長をはじめとする関係役員に報告する体制になっております。

3. 情報開示の判断と開示手続について

原則として取締役会決議後、情報開示・公表担当部署が速やかに適時開示システム(TDnet)を通じて東京証券取引所に開示するとともに、投資家の利便を考慮して当社ホームページへの掲載をしております。

「有価証券上場規程」において開示義務がないとされる事項においても、投資判断に影響を及ぼす可能性があると判断したものについては、上記と同様の手続で開示いたします。



適時開示に係る社内体制図

